

報告事項ク

とつとり学校図書館活用教育推進ビジョンの策定について

とつとり学校図書館活用教育推進ビジョンの策定について、別紙のとおり報告します。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

# とっとり学校図書館活用教育推進ビジョンの策定について

## 図書館

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョンを別添のとおり策定した。ビジョンの概要については、下記のとおり。

### 記

#### 【策定の目的】

児童生徒の生きる力や主体的に学ぶ力の育成に向け、就学前から小・中・高校まで一貫した見通しを持った学校図書館活用教育を進める上での指針となるビジョンを策定する。  
あわせて、実践例などを掲載したハンドブックを作成し実務に活用する。

#### 【主な経緯】

平成 27 年 5 月 25 日	第 1 回鳥取県学校図書館活用教育のあり方検討委員会
6 月下旬～7 月下旬	学校図書館利用実態調査の実施
8 月 5 日	第 2 回あり方検討委員会 調査結果、ビジョン素案等
11 月 2 日	第 3 回あり方検討委員会 ビジョン案検討、日程確認等
12 月～翌 1 月	パブリックコメント
平成 28 年 1 月 22 日	第 4 回あり方検討委員会 ビジョン最終案検討

#### 【ビジョンのあらまし】

- (1) はじめに ビジョン策定の背景と趣旨
- (2) 目標年 2020 年度 適宜検証し見直す
- (3) 学校図書館、司書教諭、学校司書の機能・役割など
- (4) 鳥取県の学校図書館の現状
- (5) 身に付けたい情報活用能力

学習指導要領等を基本に一貫した指導体制や各学校で体得すべき能力を明確化した。

#### (6) 目指す方向（3 本柱）

##### ○児童生徒及び教職員の情報や資料の保障 ～人と情報を結ぶ『つなげる』

- ・学校図書館は、児童生徒の読書や授業活用に必要な資料等を十分に提供する。
- ・学校図書館は、教職員の教材研究や教材準備をサポートする。
- ・公共図書館は学校図書館と連携し物流体制の整備や情報支援を行う。など

##### ○学習／教育の展開の可能性の拡大 ～学びを豊かにする『ひろげる』

- ・学校図書館を学校教育の中核ととらえ学校全体で活用教育に取り組む。
- ・アクティブラーニング等に学校図書館機能を活用し学びの質の向上を目指す。
- ・ICT 活用教育との連携を図る。など

##### ○これからの生活、キャリアに対応する力の育成 ～未来をつくる『そだてる』

- ・学校図書館は自己実現の場、家庭や地域の読書活動の拠点として活動する。
- ・学校図書館は児童生徒の「心の居場所」となる。など

#### (7) ビジョン実現に向けた取組み

# とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン



平成28年3月

鳥取県教育委員会

# 1 はじめに

---

## (1) ビジョン策定の趣旨

- 知識基盤社会の進展、グローバル化を背景に、変化の激しいこれからの時代に必要となる児童生徒の資質・能力の育成には、「何を教えるか」という知識の質や量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視し、学びの成果として「どのような力が身についたか」を評価することが必要である。更に言えば、これからの学びは、意思決定までのプロセスを重視し、予測不可能な状況に遭遇した際に、これまでの経験を応用して対応できる力、21世紀型能力を培うことが重要である。<sup>※1</sup>
- こうした中、今後の教育課程改善に向けて、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実が必要視されている。これらの教育課程改善の趣旨を実現するためにも、教科等を横断する汎用的なスキルを扱う学校図書館における情報活用能力を育てる指導は不可欠なものである。
- 情報活用能力とは、情報を検索する技術や端末の操作方法を学習することだけを指すのではなく、それらを通して得た情報を理解し、自分の意見に反映させ表現することまでも含めた幅広いものである。この力を身に付けるための手段の一つが、情報を日常的に活用し、主体的に考え、まとめ、発信する、学校図書館を活用した授業である。このような学習活動が、「真の学ぶ力」「生きる力」を身に付けることにつながるものと考えられる。
- 平成26年6月、学校図書館法が一部改正（平成27年4月1日施行）され、「学校司書」の配置と国及び地方公共団体による研修実施の努力義務が明記された。鳥取県では、全公立小・中・高・特別支援学校への司書教諭の配置、全県立高等学校への学校司書の正規職員配置、全特別支援学校への学校司書の配置を進めてきた。県内の多くの市町村でも学校司書配置を進めており、こうした人的配置によって今後ますます学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能向上が図られていくことが期待される。
- 総合的にみれば、鳥取県や各市町村は、後述するように、小・中・高・特別支援学校とそれぞれの校種ごとに充実した学校図書館施策を実施し、学校図書館に求められる様々な環境整備を行っている。その一方で、各現場では、就学前の読書活動の実態や他の校種がどのような学校図書館活用教育を行っているのか等、互いによく理解しあうことが必要である。<sup>※2</sup>
- そこで、鳥取県教育委員会は、「学校図書館法」「学習指導要領」を始めとして、文部科学省が示している「これからの学校図書館職員に求められる役割・職務及びその資質向上方策等について（報告）」等を踏まえて、就学前から高等学校まで継続的にとらえ、発達段階に応じた授業カリキュラムを考慮した学校図書館活用教育を推進するため、このビジョンを策定することとした。
- 本ビジョンが学校図書館活用教育において校種間の相互理解の促進につながり、ひいては、子どもたちの「生きる力」の増進に寄与することを願うものである。

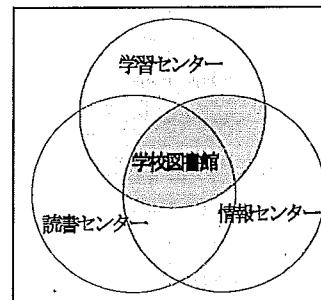
### 3 学校図書館の機能・役割

- 学校図書館は「学校教育の中核」として、それぞれの学校の教育目標にしたがい、子どもたちが読書習慣を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育むために、相互に関連する以下の3つの機能を備えている。

**読書センター**・・・読書活動の拠点となること

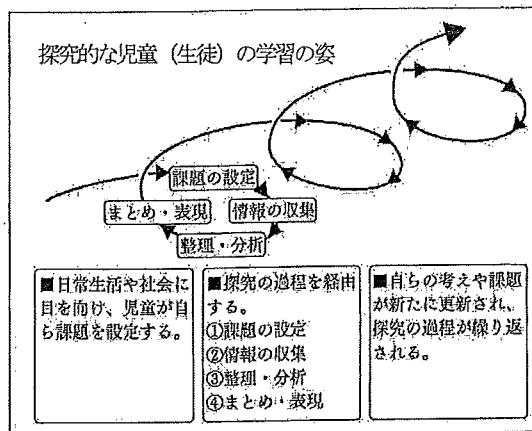
**学習センター**・・・授業に役立つ資料を備え学習支援を行うこと

**情報センター**・・・情報活用能力を育むこと



- これらの機能を活かし、学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、以下のこと等が期待される。

- ◆ 読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む
  - ・語彙や表現力を身につけることができる
  - ・想像力を育み、喜びや楽しさだけでなく、負の感情体験をする
  - ・異なる価値観に出会う
- ◆ 授業で資料や情報等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む
  - ・単元テーマの背景や周辺的知識を深める
  - ・ヒントやサンプルとなる多様な教材を通して主体的に考える
  - ・並行読書等により単元内容を深め広げる
- ◆ 探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育む
  - ・探究プロセスを繰り返し経験し、見通しを持つことができる
  - ・探究の各段階におけるスキルを獲得する
  - ・初めての状況においても見通しをもって対応できるようになる



〈小学校（中・高等学校）学習指導要領解説総合的な学習の時間編から〉

- また、すべての子どもたちが心身ともに安心・安全に過ごせる「**心の居場所**」でもある。
- さらに、学校図書館は、教員のための図書館資料を収集し、整理・保存し、提供する**教員のサポート機能**も併せもつ。

### (3) 学校図書館の利用状況

#### ■ 「読書センター」として

幼稚園・保育所・認定こども園から引き続き実施されている読み聞かせ等を中心とした読書活動や国語科を中心とした読書指導や朝読書は多く行われている。学年や学校があがるにつれ、図書館利用が少なくなっている等の課題もあるが、読書意欲を喚起するイベントや環境作りの工夫等により、「読書センター」として充実しつつある。

#### ■ 「学習センター」として

小学校では、図書館活用を年間計画に取り入れて活発に図書館を活用した授業に取り組んでいるところが多い。一方、中・高等学校では、総合的な学習の時間やロングホームルーム、課題研究等で活用する例もみられるようになったが、資料編の「学校図書館授業利用調査結果」から分かるように、国語科以外での授業活用はまだ少ない。また、学校によって、その利用状況の差が大きい。

#### ■ 「情報センター」として

従来の図書資料を使った情報活用能力を学ぶ場だけでなく、ICT活用教育との連携を視野に入れた指導を実践している学校も現れてきたが、後述（P 7、別表）するような系統的な情報活用能力が身に付いているとは言いたい。また、各学校の司書教諭や学校司書の取組や専門性による指導の差が見受けられる。

このように、「読書センター」としての機能は充実してきているが、「学習センター」「情報センター」としての機能は、いまだ十分であるとは言いたい状況にあると考えられる。

### (4) 幼稚園・保育所・認定こども園の活動

○ 幼稚園・保育所・認定こども園では絵本コーナーを作っているところが多く、読書環境の整備について公共図書館と連携し選書や図書の整備を行っているところもある。図書予算を計上する等、計画的に図書購入をすることが望まれる。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園では、日々の活動において、劇遊びやごっこ遊び、ことば遊び等に絵本のなかの登場人物や言葉が反映され、子どもたちに親しまれている。

平成24年度には、県教育委員会により「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」が策定され、小学校へ向けて子どもの育ちと学びの連続性が示された。その中で、「絵本や童謡などに親しむ活動の充実」があげられている。

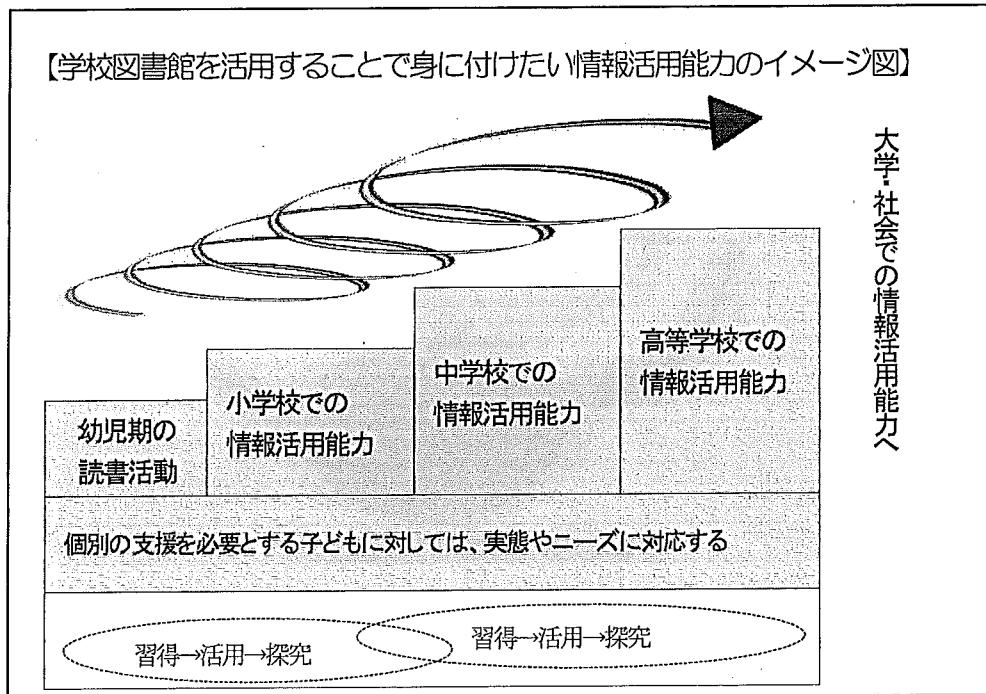
### (5) 研修会

○ 県教育センターでは、全校種の司書教諭を対象とした「司書教諭研修」「新任司書教諭研修」と教員対象の「学校図書館専門研修」が行われている。平成27年度から、この「学校図書館専門研修」に新たに学校司書の聴講が可能になるとともに、全校種の初任者研修の中に、学校図書館活用に関する研修内容が加わった。

## 5 学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力

- 学校図書館は、全教科全領域の学習を横断的に支援する。しかしながら、学校図書館を活用することで子どもたちに身に付けさせたい力が各学校で共通認識されていなかったり、担当者の経験や力量に任せられたりしていることが多く、今後の課題となっている。
- 児童生徒は、多様な学校図書館資料に触れ、「はじめに」でも述べたように、自ら学習課題を設定し、情報を収集し、調べ、課題を解決し、結果をまとめ、発表し、そして、自己の学びを評価するに至るまでの「学び方」を系統的に身につける必要がある。
- 児童生徒は、探究的な学びのなかで課題解決の方法を繰り返し体験し、探究のプロセスを理解しスキルを身につけることで、この先、未知の状況と出会ったときにも推論して課題解決に立ち向かうことが可能となる。また、教科内容に関連した資料や情報を活用することで、学習テーマが深め広げられ、自ら思考し判断する機会が創出される。学校図書館は、「情報センター」として、教育活動の中でこのような情報活用能力を育成するための中心的な役割を担う。
- 鳥取県の一貫した学校図書館活用教育として、幼稚期から本に親しむことを基盤として、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校へと発達段階に応じて「学び方スキル」である情報活用能力を指導する。それにより、情報活用能力を系統的・螺旋的に体得し、主体的・協働的に学び続ける大人になるよう生涯学習につなげたいと考える。
- そこで、学習指導要領等を参考に、幼稚期から高等学校までの一連の「学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力」を明確にし、一貫した指導体系のもと、各学校で体得すべき能力を整理した（別表）。

【学校図書館を活用することで身に付けたい情報活用能力のイメージ図】



# 児童生徒および教職員の情報や資料の利用の保障

## 人と情報を結ぶ（つなげる）

### 【目指す方向】

- ① 学校図書館は、児童生徒の読書生活や授業活用に必要な情報や資料等を十分に提供する。
  - ② 学校図書館は、教職員に様々な情報提供を行い、教材研究、教材準備をサポートする。
  - ③ 学校図書館として、特別な支援を必要とする児童生徒への「合理的配慮」<sup>※8</sup>の提供と「基礎的環境整備」の推進を図る。
  - ④ 学校図書館は、地域の人材や施設と連携し、児童生徒の学習を地域とつなぎ、多様な学びを支援する。
  - ⑤ 公共図書館は、学校図書館や幼稚園・保育所・認定こども園と連携し、授業活用等に必要な資料の充実に努め、物流体制の整備や情報支援を行う。
- 
- 学校図書館の資料や情報は、図書資料だけでなく、新聞、雑誌、パンフレット、ファイル資料、DVD等、多様である。学校図書館は、児童生徒や教員に適切な資料提供を行い、全教科・領域での活用促進につなげる。その際、司書教諭と学校司書は、それぞれの専門性を活かして、教員と協働しながら学校図書館運営や授業支援をすすめる。
  - 学校図書館は、教員に対して教材研究、教材資料の提供など、教員サポート機能を発揮し、教育課程に寄与する役割を担う。司書教諭や学校司書は、学校図書館を活用した授業の児童生徒の作品成果物やワークシート等、教員と連携して授業に活用できる資料・情報を収集、保存する。
  - 特別支援学校だけでなく、小・中・高等学校にも特別な支援を必要とする児童生徒がいることから、学校図書館では、施設設備のバリアフリー化や補助具、機器の活用等の「基礎的環境整備」を推進すると共に必要に応じて、バリアフリー資料の提供、対面朗読、文字の拡大やリライト、デジタル化等の「合理的配慮」を提供する。
  - 学校図書館は、児童生徒の学習を地域とつなぐため、地域の人材や施設と連携して、各学校の教育課程に即した地域資料の収集、整理、保存に努め、児童生徒の多様な地域学習を支援する。
  - 各公共図書館では、その蔵書の貸出だけでなく、物流の提供や研修への協力等を通じ、地域の幼稚園・保育所・認定こども園、学校に対する支援を率先して行うことが期待される。その方法については、学校と連携し、より望ましい方法を検討する必要がある。

# これからの生活・キャリアに対応する力の育成 未来をつくる（とたてる）

## 【目指す方向】

- ① 学校図書館は、キャリア教育の一環として発達段階に応じた基礎的・汎用的な能力の育成に努め、社会人として自立した人を育てる。
  - ② 自由読書の場としてだけでなく、自己実現のための場として、公共図書館を利活用できる大人へと導く。
  - ③ 学校図書館は、家庭や地域における読書活動推進の拠点として様々な活動を工夫する。
  - ④ 地域住民や異校種（幼稚園等も含む）との読書活動による交流を行い、地域での読書活動を推進する。
  - ⑤ 学校図書館は、児童生徒の「心の居場所」となる。
- 
- 学校教育の中で身に付けた図書館活用の力は、大人になっても、自ら情報を集め、課題解決することで、自分や社会の幸せに結びつくことのできる生涯学習へつなげることを認識し、学校図書館活用を推進する。
  - 学校図書館活用教育を通して、生涯にわたって豊かな人生を送ることのできる読書習慣の基礎を形成すると共に、困ったときに解決の糸口を見いだす場として、図書館を活用できる大人になるよう、将来の見通しを持った学校図書館活用教育を推進する。
  - 地域ボランティアや保護者のおはなし会、授業への参画をコーディネートしたり、家庭読書を推進したり、学校図書館便りやホームページでの図書を紹介したりして、様々な読書活動や広報活動を行う。このように、地域や家庭と連携して読書活動の基盤を構築し、その習慣化を促し、児童生徒が更に本への興味関心を高めるよう、創意ある工夫を行う。
  - 幼児や小学生への読み聞かせを行う等の校種間交流や地域の読書イベント等へ参加することを通して、地域での読書活動の活性化を図る。
  - 学校図書館には、児童生徒の声に耳を傾けることのできる「学校司書」が常時いることが必要である。心に悩みや問題を抱えた児童生徒だけでなく、全ての児童生徒の「心の居場所」として、安心・安全で心安らぐ場所としての学校図書館作りに努める。

\*参考 学校図書館法（抜き）

(学校司書)
第六条学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。
2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(設置者の任務)
第七条学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

- また、学校図書館活用教育の全体を俯瞰しながら、今後の学校図書館活用教育について検討していく体制が必要である。これは、1の（2）に記載したビジョンの適宜の見直しに当たっても同様である。

## （1）県の推進体制

- 今後は、鳥取県立図書館内に設置した「学校図書館支援センター」を中心として、教育委員会各課、教育センター等との緊密な連携のもと、司書教諭及び学校司書をはじめとするすべての教職員のスキル向上のための研修計画を立案、実施するとともに、それぞれの学習環境の整備に向けたアドバイスを行うこととする。

### 【企画する研修の例】

対象 主管課	幼稚園・保育所・ 認定こども園	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	その他
教育センター	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・初任者研修 ・司書教諭研修 ・図書館専門研修	・管理職等研修
図書館	・幼児の成長を育む講座	・学校図書館活用教育 普及講座	・学校図書館活用教育 普及講座	・学校司書研修会	

\*市町村教育委員会、公共図書館、教育研究団体などの求めにより学校図書館支援員派遣の研修会を行う。

### 【学習環境の整備等に関するアドバイスの内容例】

- ・アクティブ・ラーニングや探究的学習等、多様な学習形態に対応できる教室環境・及び図書館の整備について
- ・子どもたちの情報検索能力向上を図ることを目的にした図書館システムについて
- ・学校図書館活用教育の推進に先進的に取り組む事例等の情報提供

## （2）市町村との連携

- 今後は、各市町村教育委員会の学校教育担当者等との情報交換を密に行い、互いの方向に齟齬が生じないよう配慮するとともに、それぞれの市町村の実態に合わせて推進を図るものとする。

## ※7 学校図書館図書標準 (P.4)

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月29日に「学校図書館図書標準」の設定について各都道府県教育委員会教育長あてに通知し、定められたもの。平成19年4月改定あり。

「学校図書館図書標準」に基づき、学校図書館の図書を設備するための所要の財源については、平成5年度を初年度とする5か年計画により地方交付税により措置されている。

(※4参照)

(例) 小学校	18学級の場合	……10,360 冊
中学校	15学級の場合	……10,720 冊
専ら視聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（小学部）	10学級の場合	……3,932 冊
視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校（小学部）	10学級の場合	……3,320 冊
専ら視聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校（中学部）	10学級の場合	……6,400 冊
視覚障害者に対する教育を行わない特別支援学校（中学部）	10学級の場合	……5,760 冊

## ※8 合理的配慮 (P.9)

障害者の権利に関する条約 第2条（定義）において、「合理的配慮」とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

## ※9 インクルーシブ教育システム (P.10)

障害者の権利に関する条約第24条によれば「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」（訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

## ※10 キャリア教育 (P.11)

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」である。キャリア教育は、特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すものである。